

平成 30 年 1 月 15 日

利害関係人各位

更生会社 日東通信機株式会社
事業家管財人 高山 允 伯
法律家管財人 永 沢 徹

スポンサー契約締結及び事業家管財人選任のご通知

拝啓 更生会社日東通信機株式会社（以下「更生会社」といいます）の更生手続におきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、更生会社は、平成 29 年 6 月 30 日、東京地方裁判所より更生手続開始の決定を受けて以降、事業の早期再建を目指し、管財人は、その実現のため、平成 29 年 12 月 28 日付けで TCS ホールディングス株式会社（本店：東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番 14 号、代表者：代表取締役高山允伯、以下「TCS-HD」といいます）と、TCS-HD が更生会社を支援するスポンサーとなることに係るスポンサー契約を締結いたしました。

TCS-HD を中心とする 60 社を超える企業グループはソフトウェア開発事業に加え製造業、商社なども含む総合エンジニアリンググループであり、TCS-HD による更生会社への支援により、更生会社の事業の早期再建がはかれるものと考えております。なお、TCS-HD による支援提案は、従業員の雇用確保等の重要事項についても、管財人の方針と合致しております。

また、TCS-HD 代表取締役高山允伯は、平成 29 年 11 月 28 日付けで東京地方裁判所から選任され、更生会社の事業家管財人に就任しております。今後は、事業家管財人が主に更生会社の事業に関する職務を分掌し、法律家管財人が更生手続に関する職務を分掌し、相互に協力してまいります。

今後の更生手続のスケジュールにつきましては、更生会社、TCS-HD と協議を重ね、必要な手続きを経て、更生計画案を策定し、東京地方裁判所に提出した上で、更生債権者等の皆様に更生計画案の決議をお諮りする予定です。なお、更生計画案の提出期間につきましては、東京地方裁判所の平成 29 年 11 月 29 日付け決定により、管財人が更生計画案を提出すべき期間が平成 30 年 3 月 27 日まで、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間が平成 30 年 3 月 20 日まで伸長されております。

当職らといたしましては、引き続き、更生会社の事業の再建に全力を挙げてまいり所存でございますので、一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具